



合理的配慮で共に生きる 完全参加と平等の共生社会

三重県身体障害者福祉連合会

会長 山本 征雄

謹んで新年の御祝詞を申し上げます。皆さまにおかれましてはお健やかに新春をお迎えのことと拝察いたします。平素の活動につきましては、特段のご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。新年も変わらぬご支援とご鞭撻の程を引き続いてよろしくお願い申し上げます。

さて、「障害者自立支援法」は利用者負担をはじめさまざまな問題が生じておりますが、一昨年の12月には同法の円滑施行特別対策で1,200億円の補正予算を成立させ、何とか一息ついていますが、国では、恒久的対策として利用者負担の更なる軽減に数百億円規模の負担軽減策などを中心に同法の見直し議論が与野党で活発にされていますが、不透明な要素も多く、引き続いて国会の動向を注意深く見守っていく必要があります。

同時に一昨年の12月に国連において採択され、日本国政府が昨年9月に署名した、「障害のある人の権利に関する条約」と照らして、どのように整合させるか?…また条約の批准に向けて「障害者基本法」、「障害者差別禁止法」等の制定をはじめ関係する国内法の整備と見直しを本条約の真髓的概念である「合理的配慮」の理念のもとに当事者が主体的にかかわって、社会の理解をえる活動をそれぞれの障害者団体が一塊になって、一つひとつ解決していくことが私たちに課せられた責務とし取り組む必要があります。

具体的には①移動の保障、②情報コミュニケーションの保障（手話は条約で言語として確立した。）、③教育における機会の保障、④労働と雇用、⑤障害者年金を含む社会保障制度における権利としての保障の確立と扶養義務制度の見直し等々について、ねばり強い活動を続けて国民的な合意と理解を賜っていききたい。

このような国内外の激動期にあって、「介護保険との統合を前提にしない福祉施策の確立」を目指し、また障害者自立支援法の「地域生活支援事業に対する国庫負担の義務化」による地域格差の是正、医療費助成や駐車除外標準等々について各団体と密接に連携し、国、県、市町や政党に対して、改善策を早急に講じるように強く要望していきます。

最後に、皆様方のご健勝を祈念し、更なるご支援を切にお願いしてご挨拶とさせていただきます。



社会活動への参加と 安心して暮らせる 社会の実現に向けて

三重県知事 野呂 昭彦

新年あけましておめでとうございます。

三重県障害者社会参加推進センター加盟各団体の皆様には、心新たに清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、障害者自立支援法施行後に生じたさまざまな問題に対応するため、厚生労働省から運用改善策が示されるとともに、制度の見直しについて、活発な議論がされました。

また、「障害者の権利に関する条例」に日本政府が署名するなど、障がい者福祉に対する国民の関心の高まりとともに、障がい者を取り巻く社会情勢が激しく動いた年でした。

三重県では、昨年7月に策定した、県の総合計画「県民しあわせプラン」第二次戦略計画において、「障がい者の地域における自立の支援」を重点事業に位置づけ、障がいのある方の生活の場の確保、相談支援体制の充実や自立に向けた就労が進むよう取り組むとともに、昨年4月に施行した「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の理念に沿って、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らせる共生社会の実現をめざしているところです。

本年は、北京でパラリンピックが開催されますが、今大会においても、アスリートたちの競技にかける情熱とひたむきなプレイは、私たちに大きな勇気と感動を与えてくれることと大いに期待をしています。

パラリンピックなどの大会を機に、障がいのある方のスポーツ人口が年々増えてきており、県では障がいのある方がスポーツに触れ、親しみ、競技に参加する機会が増えるよう支援をしていきたいと考えています。

本年も、障がいのある方一人ひとりが、それぞれの価値観に応じたしあわせや夢を実現できる社会の構築をめざし、福祉サービス提供の基盤づくりをはじめ、相談支援体制の整備、自立と社会活動への参加ができるよう支援を進めていきたいと考えています。引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年の皆様のご多幸とご活躍を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



新年おめでとうございます



三重県知的障害者育成会

育成会創立50周年の歴史を引き継ぎ 新たな門出
『わが子にも教育を』と3人の母親が立ち上がったのが育成会運動の始まりでした。

その運動が全国に拡がり、昭和31年（1956）に三重県手をつなぐ親の会が結成されたのが我が育成会の出発点でした。

当時は個人会員で成り立ち、順次、県下に地域の会が結成されて支部構成となり、現在に至っております。名称も、「三重県精神薄弱者育成会」「三重県知的障害者育成会」と変わり、昭和47年5月23日「財団法人」の認可を受けました。

育成会運動は、障がい児教育の義務化を勝ち取り、交通費割引を勝ち取り、雇用率算定に知的障がい者がカウントになり、というように、どんどん福祉や施策の充実を生み出しましたが、ここへきて急に、医療モデルとか、市場原理とかという言葉が出てきたと思ったら「支援費制度」が始まり“契約”することで“権利”を主張できるといわれました。でも、あっという間に財源が枯渇し、「障害者自立支援法」が登場しました。

国の財政が逼迫する中で考え出されたものですから、大喜びで受け入れられるはずもなく、全国から非難ごうごうとなったのは当然のことです。

私たち育成会は、わが子の幸せを願って始まった運動ですし、現在も、大きく発展しないながらも基本は、『知的障がいのあるわが子の幸せと基本的人権の確立』です。その思いは、障がいのある子だけではなく、その兄弟姉妹も含めてのものです。「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定している三重県において確実な施策の遂行が期待されます。

このたび、国連で「障害者権利条約」が承認され、一定数の国で批准が進めば、正式に条約が発効すると聞き及んでいます。国内法・条例等の整備が行われ、「障害者差別禁止法」や「障害者虐待禁止法」等も今後俎上に上ってくるものと思われます。

知的障がい者の権利擁護を目的に「成年後見制度」が出来ましたが、制度の利用が思ったほど進んでいません。本会では、国のモデル事業を実施し、制度の必要性を喚起し、利用促進を図るために「三重県知的障がい者権利擁護研修会」を開催することになりました。内容をご検討頂き、関心のある方はご参加ください。

『ともに育ち ともにくらし 自分らしく生きる』 ための成年後見制度の活用を考える

1. 日 時
平成20年1月18日（金）10：00～15：00
2. 会 場
名張市交流武道館いきいき
名張市蔵持町里2928番地 ☎0595-62-4141
3. 日 程
9：30～10：00 午前の部 受付
10：00～12：00 ワークショップ
(NPO法人名張市手をつなぐ育成会対象)
12：00～13：00 昼食・休憩
12：30～13：00 午後の部 受付
13：30～15：00 シンポジウム（県内全域対象）
4. ワークショップ
戸枝陽基権利擁護プロジェクト専門委員 担当
5. シンポジウム
『知的障がい者の権利擁護
—成年後見制度を活用して—』
コーディネーター 市川 千恵子 様
(アドボカシーが事務局長・パレット所長)
シンポジスト
戸枝 陽基 様 (権利擁護プロジェクト専門委員)
田辺 寿 様
(伊賀地域成年後見制度サポートセンター担当者)
市川 知津 様 (パートナーみえ副委員長)
6. 参加費 無 料
7. 申 込
平成20年1月11日（金）までに事務局へお申し込みください。
文書・FAXにて、氏名・所属団体・地域会名又は勤務先（施設・学校等）をお知らせください。
(問い合わせは、土日祝日・年末・年始以外でお願いします)
8. 主 催
財団法人 三重県知的障害者育成会
事務局 〒514-0811 津市阿漕町津興205番地2
☎ 059-225-3930
F 059-225-3935
9. 共 催
特定非営利法人 名張市手をつなぐ育成会
10. 後 援 三重県・名張市

三重県聴覚障害者協会

2007年は、ろう者の聞く権利保障の要望からスタートしました。わが会員は社会現象と同様に年々高齢化が進んでいますが、それに見合った情報提供に努めております。

権利に関わる運動としては、障害者自立支援法と国際障害者権利条約についての学習会を開き、知識を深め、運動へと展開してきました。災害などの緊急時の情報保障、テレビの政見放送への手話通訳や字幕の挿入、文字放送番組拡大、CS専用放送の充実、アイドラゴンⅡの普及。手話通訳者と要約筆記奉仕員の養成・派遣・身分保障・頸肩腕（けいけいわん）障害予防などの、聴覚障害者コミュニケーション支援事業の拡大にも継続的に取り組んできました。

昨年は「三重盲ろう者きらりの会」が結成されました。今年は、ろう重複障がい者作業所の開所など明るい話題もあります。私たちの夢である情報提供施設設置も近いことを願っています。

2008年は「鼠」年、各地域協会の動きに目配りしつつ、共生のもと一体となって頑張りたいと思います。

事務局 ☎ 059-229-8540
F 059-223-4330

三重県視覚障害者協会

平成18年4月1日から「三重県視覚障害者支援センター」の指定管理者として、協会事業とセンター事業の実施に努めてきました。

今年も、歩行訓練や生活用品の使い方教室や料理教室、点字教室、ロービジョン相談などを行う予定です。また、卓球教室、水泳教室、ボウリング教室を開催し、日頃の運動不足を解消していただきたいと考えています。そして、ハイキングやグランドゴルフなどでの、ボランティアさんとの交流会も企画します。

三重県視覚障害者福祉大会を柱にした「あいふえすた」については、昨年は、①視覚障がい者の移動環境の整備、②視覚障がい者の情報バリアの解消、③視覚障がい者の防災対策、④職業的自立で社会参加の4項目をスローガンにして志摩市で開催し、地元物産展、磯部太鼓や二胡の演奏、地元民話のおはなしライブ、地元メンバーによるコーラスなどもあって大盛況でした。

平成20年度は、いなべ市で開催します。

講習会やイベントなどの開催は、毎月月初めに発行している情報誌「はなしょうぶ」に掲載していま

す。それぞれの事業に、たくさんの皆様のご参加をお待ちしています。

事務局 ☎ 059-228-3463

E-mail : mieten@zc.ztv.ne.jp

HP : <http://www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/>

三重県脊髄損傷者協会

「脊髄損傷者のピアマネジャー」という言葉をご存知でしょうか？

脊髄損傷の受傷者は最初に肉体的・精神的に大きなダメージを受けます。最終目標の社会復帰までは、患者や家族はどうしていいのかわからないのが実情です。近年の医療制度では治療は出来ても社会復帰は困難になります。

そこで同じ障がいを持つ私たちは、突然の事故等で脊髄損傷となり病院のベッドで寝ている人の不安を解消し、必要な情報を提供します。ただ「がんばれ」と無責任に励ますのではなく、バリアフリー環境や障がい者に対する社会福祉制度などの知識や情報を伝え、社会生活が可能であることを理解してもらいます。同じ障がいを持つ者の言動には説得力があり、希望を持ち、治療やリハビリテーションにも前向きに取り組むことができます。この活動は当事者ならではの活動であり、ぜひ社会や医療機関にもこの活動の意義を理解してほしいと願っています。当協会はこの活動を軸に取り組んでいきます。

事務局 ☎・F 0595-64-9199（田中）

「脊髄損傷者相談会のお知らせ」

当協会では、脊髄損傷者及び家族、福祉・医療関係者の方を対象にして、福祉制度・就労・住宅改造・スポーツ・その他生活全般の相談会を実施します。小さなことでも結構です。ぜひ、お越しください。人生経験と障がい者生活の豊かな会員がお待ちしています。

1. 日時 平成20年2月17日(日) 10:00~16:00

場所 三重県身体障害者総合福祉センター
津市一身田大古曾670-2

2. 日時 平成20年2月24日(日) 10:00~16:00

場所 伊勢市社会福祉協議会伊勢支所
伊勢市八日市場町13-1

3. 日時 平成20年3月（予定）

場所 名張市

連絡先 三重県脊髄損傷者協会 事務局
名張市蔵持町里2795

☎ 059-384-1919（松井）

E-Mail y-matui@orchid.plala.or.jp

三重県喉友会

当会は昭和30年創立、今年で54年目です。会員数160名、全員種々の疾患のため喉頭摘出術を受け発声機能を失い、呼吸は永久気管切開のため直接肺呼吸で、鼻も使えないので臭いがありません。

組織は全国各県に有り、全国一本で日喉連（日本喉頭摘出者団体連合会）という連合体で、各県は独立しながらお互に協力しております。

発声機能を失った方々が第二の声を獲得し、家庭、職場に楽しく復帰する教育を第一の目的としております。又会員同志の親睦場としてもQOL（生活の質）向上に役立っています。

毎月 発声教室を開催中

※第一水曜日 13時～15時 市立四日市病院発声教室

※第二木曜日 10時～12時 山田赤十字病院発声教室

※第三木曜日 10時～12時 三重大学病院発声教室

研修会…東京、大阪、神戸などで開催され、希望者は参加出来る。

総会…春と秋の年2回、三重大学医学部三翠ホールで開催。1泊研修もあり実生活の体験、親睦の場とし活用。

事務局 ☎ 0596-24-1901（協田）
F 0596-24-6256

友 愛 会

友愛会の皆さんはじめオストメイトの皆さん新年を迎えおめでとうございます。

昨年11月17日（土）秋の研修会事業として三互会と合同で講演会を開催しました。講師に菰野町の緩和ケア専門ホスピス三重聖十字病院の橋本美恵子看護師長（緩和ケア専門）を迎え「自分で選ぶ自分の人生 ホスピス・緩和ケアの現場から」を演題にお話をいただきました。

本年の行事予定 友愛会：総会及び春研修5月、秋研修10月、新会員研修3月、宿泊体験研修会は春6月、秋11月に開催します。

関係機関の行事は障害者福祉大会11月（松阪市）、がん患者とサポーターの集い（がんフォーラム）3月2日（日）にアスト津で開催されます。

また友愛カラオケ、友愛ゴルフは毎月1回実施しています。友愛会への入会、事業への参加及び問い合わせは次へ連絡してください。

会 長 ☎ 0596-52-5623（豊田）
事務局 ☎ 059-226-5201（在間）

三 互 会

本年の活動目標及び昨年度の現況は

1. 会員の増強

会員の老齢化により会員数が年々減少しています。結成以来26年間に延140名の入会があり、現在の会員は40名です。補装具業者の協力により装具出荷時に入会案内を挿入、学習会開催を新聞に掲載等々PRに努めています。

2. 障害者自立支援法について

障害者自立支援法の施行により、補装具給付事業が日常生活用品として市町に変わりました。一年を経過したのを期に昨年秋、各市町にアンケートをしました。

- ・自立支援法前の利用者負担である応能負担が2市町あり、応益負担は国・県の基準である10%でした。

- ・ストーマ用品18品目を全品目給付が私たちの願いです。20の市町で完全給付でした。

三互会会員調査では「はさみ」以外は全て給付申請をしています。再考をお願いしたいと思います。

3. 秋の学習会を友愛会と合同で開催

私たちが人工膀胱の手術をしたときの病名は殆どの方が膀胱がんです。過去には耕運機の下敷きになり臓破裂により人工膀胱になった方もあります。

昨年6月に策定された国のがん対策推進基本計画で、「治療の初期段階からの緩和ケア」が三つの重点課題の一つに掲げられています。学習会の講師は緩和ケア専門三重聖十字病院橋本美恵子看護師長で緩和ケアの現場からの話をして頂きました。ご自身の病院での看護体験の疑問からホスピスの世界に入られたそうで、特に終末期の患者さんに対する思いやりのある優しいホスピスケアのお話に感動しました。

モルヒネ等の鎮静剤により痛みを我慢しなくてもよい緩和ケア体制の整備を願います。

事務局 ☎ 059-245-1699（高）

三重県ことばを育てる親の会

最近やたら自己負担導入論の一人歩きが目立ち、政治への不信感はつのるばかりです。

親の会では、昨年からはまった「特別支援教育」の充実発展を図るため、文部科学省に対し、予算の大幅増を要望しています。

1. 担当教職員の専門性向上について～特別支援教育を必要とする全ての子どもが、等しく専門性の高い教育を受けられるよう、特に「発達障がい児」の専門教員を増配して欲しい。2. 「特別支援学級」の適正配置について～「通級指導」最大の難点は通常授業の次課です。特に校区外通級の場合、教室に通う時間が多くなり、一般学習の遅れが発生します。この場合低学年では付添も必要で、付添が得られないと、通級をあきらめねばならず、教育の機会均等の原則を損ねることともなりかねません。この対策として、この地域内に複数の教室を設置したり、「巡回指導」制度を創設して授業の遅れを補えるよう、大幅な予算増を要望しているものです。

昨年の秋期学習会と相談会は11月18日（日）四日市市勤労者総合福祉会館において開催し、好評裡に終了することができました。

事務局 ☎ 059-378-9541（杉谷）
F 059-370-2338

三重心臓を守る会

今年はより活発に！

昨年は6月3日の支部総会の後に、三重大附属病院のチャイルドライフ・スペシャリスト・世古口さやか氏による入院時の子どもたちとの交流、精神の安定について講演会がありました。病児の不安を取り除くために他の病院にも必要な役割であると分かりましたが、チャイルドライフ・スペシャリストは日本にはまだ8人しかいないことを知り、政府に対応を求めることにしました。

8月4日には三重大附属病院の大西勝也先生に「拡張型心筋症」の講演会・相談会を開きました。保健所に案内を出したところ大勢の参加者があり、不安に思っている患者がたくさんいることが分かりました。ただ拡張型心筋症の多くは薬で安定する病気だとわかり、病院の掛り方の大切さがよく分かりました。

会員は支部報を読むだけで、会の行事への参加が少なくなってきましたが、悩みが深刻な方もまだまだたくさんいらっしゃるようなので、これからも「ふれあい」などを通して「三重心臓を守る会」を知っていただくよう努力したいと考えています。

事務局 ☎ 059-255-4661（西村）
☎ 059-229-2506（油島）

三重県肢体不自由児(者)父母の会連合会

保護者の皆さん、新年あけましておめでとうございます。

障害者自立支援法の施行から様々な問題や課題を含み、平成21年度に向けての法改正について見直しの議論がされていますが、我が県肢連でも子どもたちが生まれ育った地域で安心して暮らして行ける社会の実現を目指し取り組んでおります。

今年も、この取り組みを通し『制度の勉強や討議』を重ね、子どもたちのより良いライフステージが望める社会にして行きたいと頑張りますのでご理解ご協力を宜しく、お願い申し上げます。

【平成20年度・事業活動計画予定ご案内】

◇福祉（津市）大会開催

開催日未定 協議中
地域療育活動及び研修会
会場については津市内

◇さわやかレクリエーション開催

開催日未定 協議中

◇東海北陸BL福祉（富山）大会

開催日 6月予定
東海北陸地域指導者研修会
会場については富山市内

◇『障害者の明るいくらし』日帰り旅

開催日未定 協議中

※リフト付バスにて、対象者の社会勉強『体験・学習』を内容・目的として実施

上記の件について、詳しく知りたい方は下記までご連絡下さい。

事務局 ☎ 0599-85-0987（伊藤）
F 0599-85-3731

三重県身体障害者総合福祉センター

三重県身体障害者総合福祉センターは、県の指定管理者として引き続き身体障害者福祉センターA型と指定障害者支援施設（生活援助棟～障害者自立支援法移行済）として機能しています。

身体障害者福祉センターA型においては、医療・介護保険によるリハビリテーションや運動施設運営・障がい者スポーツの推進等利用拡大に努めています。

第10回県障がい者スポーツ大会については、平成19年9月15日に県営総合競技場にて陸上・フライングディスク競技を、10月27日に県営スポーツガーデンにてアーチェリー競技を実施しました。

また、第7回全国障害者スポーツ大会が10月13日（土）から3日間、秋田県で開催され三重県選手団として78名（選手44名、役員34名・グランドソフトボール競技を含む）を派遣、メダル26個（金11、銀10、銅5）を獲得して頂きました。参加頂いた選手の皆様の更なるご活躍を願っております。

県民の皆様には今後とも尚一層のご支援、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

最後に、指定障害者支援施設定員と、今年度の三重県障がい者スポーツ大会の今後の予定を下記のとおりにご案内いたします。（それぞれの電話番号にお問合せ願います。）

○指定障害者支援施設（☎ 059-231-0037）

- ・自立訓練（機能訓練）：定員40名
- ・自立訓練（生活訓練）：定員6名
- ・就労移行支援：定員7名
- ・生活介護：定員6名
- ・夜間入所支援：定員40名

○県障がい者スポーツ大会（☎ 059-231-0155）

【卓球競技】

日時：2月10日（日）10：00～15：30

場所：三重県身体障害者総合福祉センター

【ボウリング競技】

日時：2月23日（土）13：30～15：30

場所：津グランドボウル

☎ 059-231-0155

F 059-231-0356

三重県精神保健福祉会

「さんかれん」もNPO法人として発足してから今年で3年目を迎えます。

障害者自立支援法実施の時に合わせ法人化したわけですが、2年間の実績を振り返ってみますとまだまだの感は拭えません。今年こそは地域啓発活動「こころのバリアフリー研修会」「住宅保証委託事業」のさらなる充実を目指して頑張りたいと思っています。

【行事・広報誌発行の紹介】

まだ、理事会・総会で決定した訳ではありませんがこれからの行事の紹介をしますと

★平成20年1月「あゆみ No.26」の発行を行います。市・町をはじめ、県内100箇所以上に送付します。

「あゆみ」には、「こころのバリアフリー研修会」「三家連保健福祉大会」の後援・座談会

をはじめ、県内の精神障がいのある方をはじめ関係される方に参考となる福祉施設・医療施設（病院・クリニック）が記載されています。必要な方は、さんかれん事務局まで連絡して下さい。余裕のある限りご提供します。

★平成20年6月「三家連精神保健福祉大会」を四日市市で開催。

★平成20年8月「第1回こころのバリアフリー研修会」を開催、場所は未定です。

★平成20年9月「第6回三重県精神障害者スポーツ（バレーボール）大会」を開催、場所は未定です。なお、本大会は全国障害者スポーツ大会の選抜大会でもあります。チームを結成活動してみえる皆さんの参加を待っています。

★平成21年1月「第2回こころのバリアフリー研修会」を開催、場所は未定です。

★平成21年1月「あゆみ No.27」の発行を行います。

★「部内活動」

☆平成20年8月 第1回 指導者研修会
（家族会指導者・作業所等職員等を対象）

☆平成21年1月 第2回 指導者研修会
（家族会指導者・作業所等職員等を対象）

【住宅保証委託事業】

さんかれんでは住宅保証委託事業を行っていません。アパートを借りる場合等に多額の出費が必要な精神障がいのある方を応援するため始めました。まずは、生活保護を受けてみえる精神障がいのある方を優先で実施しています。お困りの方は、さんかれん事務局にお問い合わせ下さい。

事務局 ☎・F 059-225-2661

ホームページ <http://sankaren.com>

三重県こころの健康センター内

三重県知的障害者福祉協会

「障害者自立支援法」の本格施行から、1年半が経過しました。

関係者の皆さんもご承知の通り、施行後この法律における様々な課題や問題が出され、各関係団体による反対集会や署名・請願活動などが全国的に行われております。こうした状況の下、当協会としてこの間、日本知的障害者福祉協会とともに、障害程度区分（障害特性が反映される支援程度区分とする）の見直し、利用者の希望によるサービス選択を可能とする体系への見直し、人材確保のための資格制度の充実と報酬単価の大幅改善、安

定した質の高いサービス提供を確保するため月給制とすること、利用者の実費負担（食費、光熱水費など）のさらなる軽減を図ること、障がい児を障害者自立支援の対象としないこと、介護保険との統合を前提としない仕組みとすること等々の要望活動を行って参りました。

去る12月7日に「与党障害者自立支援法に関するプロジェクトチーム」による「抜本的見直し（報告書）」が出されました。この報告書においても私たちが続けてきた要望活動の多くの点が見直し事項として受け入れられた形になっており、一定の成果を揚げる事が出来たと思っております。

しかし、この報告書に見られる内容が「見直し」として実現されるかどうかは財源問題も含め厳しい情勢にあると言わざるを得ませんし、私たちが考え、求め、目指す「福祉理念」に基づく社会の実現と乖理は極めて大きいと言えます。従って必要な「抜本的見直し」の実現を図るためには、障がい者と向き合った不断の研究と運動が私たちの重要な課題であると考えます。

今年度においても「危ぶまれる」日本の福祉を取り戻し、守り育てるための活動に邁進して参りたいと考えております。

つきまして、障害者社会参加推進協議会の皆様のご協力と支援いただきますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶にかえさせていただきます。

事務局 ☎ 059-268-1115（本弘）
（まもり苑内）

三重県立特別支援学校長会

平成20年のお正月を迎えて

平成19年4月より特別支援教育が本格実施されました。特別支援学校としては、特別支援教育の理念を踏まえながら、数年前からその充実に向けた取り組みを検討・実践してまいりました。しかし各校の限られた人的資源の中での取り組みであり、決して十分な取り組みができていなかったというのも現実問題であろうと思っております。

平成20年の正月を迎えて、特別支援学校長会としても、①「特別支援学校の整備計画」への積極的発信、②専門性の確保及び教育課程についての情報交換、③センター的機能の充実をより一層進めてまいりたいと思っております。この中で①の特別支援学校の整備につきましては、県教育委員会の教育改革推進会議でもそのあり方について検討がなされているところであり、校長会としても積

極的に情報発信しているところです。

まだまだ十分な取り組みはできていませんが、今後とも皆さんとも一緒に歩んでいきたいと思っています。

どうか本年もよろしくお願いします。

事務局 ☎ 059-234-3431（藤井）
城山特別支援学校内

三重県重症心身障害児（者）を守る会

平成19年度は行事や研修会が続きました。

第35回医療講演会

（10/28（日）於：津市センターパレスホール）

在宅交流セミナー

（11/11（日）於：志摩市磯部町障害学習センター）

第19回ブロック大会

（11/18（日）於：金沢市石川県女性センター）

兄弟姉妹支援事業

（11/25（日）於：岐阜市じゅうろくプラザ）

県障害者福祉フォーラム

（11/25（日）於：津市白山町総合文化センター）

など行事や研修会に会員が手分けをして参加しています。

私たちが注目の「障害者自立支援法」へは優遇策が講じられたこと、他県に比べ県と市町や行政と施設の情報伝達が良く会員の心配も和らいだように見えます。

しかし根本的な危機感が消えたわけではありません。これらの行事のなかではこの点が提起され、具体的な事実として報告もありました。国会内では抜本見直しのためのプロジェクトができ、内容の報告もありますがどうなるのか予測のつかない状況です。行事に参加された一般の方には情報入手の少ない方もあり会の様子を聞かれました。ご心配ももっともだと思います。

新しい年になっても安心できません。ますますアンテナを高くして少しでも皆様のお役にたてる会であるよう頑張っていく所存です。どのようなことでも結構です。ご教示のほど何卒宜しくお願いを申し上げます。

事務局 ☎ 0567-95-0321（松尾）

三重県雇用開発協会

「三重県障がい者技能競技大会」開催のお知らせ

第5回障がい者技能競技大会（＝アビリンピック）が、平成20年2月23日（土）に三重県身体障害者総合福祉センターで開催されます。

このアビリンピックは、障がい者の方々が、そのハンディを乗り越え職業人・社会人として活躍され、努力されている姿を広く理解していただき、また、同じハンディを持つ方々への励みになればと開催するものです。

そのためには、大勢の方に会場にお越しいたごき、盛り上がりのある大会にする必要があります。

是非、皆様のご来場をお待ちしております。

詳しくは、三重県・(社)三重県雇用開発協会のホームページをご覧ください。

大会事務局 (社)三重県雇用開発協会

<http://mie-koyoukaihatsu.or.jp>

三重県

<http://www.pref.mie.jp/>

三重県ボランティア連絡協議会

障がい者の自立と福祉

現代の社会福祉を支える理念が、知的障がい者の親から生まれたノーマライゼーションの考え方、つまり障がい者が一人の市民としての生活を送れる様な専門的な施設や町で普通の生活をしたい、心に病を持つ人が人間回復、社会復帰を旨として自立心を養い社会に出て行く目標づくりの為に私共ボランティアの人が関わりを持ちながら地域の協力者として支援して行くべきだと思います。精神疾患と云えばどうしても偏見や差別がつきものです。障がいの軽重で規定されるのではなく機能・形態障がい・能力低下の3つのレベルで捉えられますが、身障者への支援は心理的側面を考慮しなければならぬと言われております。

私の住む町にも精神障害者社会復帰通所授産施設があり、こうした小規模作業所といわれる通所授産施設は18年施行の障害者自立支援法で障がい種別の身体・知的・精神の施策が一元化され、引き続き国からの給付金を得るには23年度までの移

行期間内に法人化枠組にそって運営形態を変更する様に要件が設けられています。施設自らが運営形態を見直し存続の道を探らないと障がい者の居場所がなくなってしまうと言われております。

副会長 村田 修

事務局 ☎ 059-229-6634

F 059-229-6635

県内の障がい者が 交通安全啓発



年末の交通安全運動に合わせて12月16日、紀北町海山公民館において「交通安全啓発事業」を開催しました。尾鷲地区交通安全協会の岡本事務局長より交通安全講話が行われ、「夜間は交通事故が多い時間帯なので、早めに点灯して、自分の存在を対向車や二輪車、歩行者などに確認してもらうこと」。さらに9月から罰則の厳しくなった飲酒運転について「飲酒運転はほかのうっかりした違反と違い、飲酒運転をしないという意志さえ持てば絶対にしないでよい違反で、ドライバー自身が飲酒運転をしないという意志をはっきり持って、この世の中から飲酒運転を無くしていただきたい」と強調されました。その後は道の駅紀伊長島マンボウ、道の駅海山で交通安全街頭啓発を実施しました。



交通安全スローガン

安全運転 いつも三重から あなたから
～ゆずりあい 一人ひとりの 心がけ～

円応教三重地区青年部に 「感謝状」贈呈

25年の永きにわたって、円応教三重地区青年会の街頭募金活動による浄財が県身連に寄託されてきました。

この25年間の感謝とお礼を込めて、山本会長から円応教三重地区青年部代表矢野恵未さんに「感謝状」を贈呈しました。

ご協力をお願い

日頃は温かいご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当事業所は、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会協賛のもと、全国的組織で福祉事業を実施しています。皆様のご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

日本身体障害者団体連合会事業所
(問合せ) 電話 (フリーダイヤル)

0120-450-450



受賞おめでとうございます



◆ 第57回障害者厚生労働大臣表彰

更生援護功労者

みつ ばやし つとむ
三 林 勉 員弁郡東員町
東員町身体障害者福祉会副会長

昭和45年、当時未組織だった東員町身体障害者福祉会の設立に奔走努力し、以降、地区役員や副会長などを歴任し、町内の障がい者のとりまとめや同町福祉会の運営に精力的に努めてきた。

また、自身が自営業を行っている立場から、地域の障がい者雇用・就労参画にも積極的に携わるなど、幅広く地域の障がい者の社会参加に貢献している。

更生援護功労者

もり た やす お
森 田 泰 生 伊勢市 (社福)まほろばの里理事長

永年にわたり、知的障害者相談員として活動し、障がい者・家族の相談に応じている。

また、昭和56年からは、伊勢市手をつなぐ親の会会長を務めるとともに、知的障がい者の健康増進を図るため、障がい者スポーツの促進を図るなど、知的障がい者福祉の増進に寄与している。

また、平成2年に小規模作業所「杉の木園」、平成13年には通所授産施設「しいの木園」を設立し、現在もそれぞれの施設長として活躍するなど、知的障害がいの更生援護に貢献している。

◆ 第22回障害者による書道・写真 全国コンテスト受賞者

◇書道部門◇

銅 賞 「さえた空」
はやし
林 みとり 菰野町

◆ 緑綬褒章受賞

朗読奉仕者

たい どう じゅん こ
泰 道 詢 子 (63歳) 伊勢市 肢体

20代で、知人たちと「伊勢市ひばり朗読奉仕会」を発足させて以来、朗読などのボランティア活動に取り組み現在はさらに活動の場が広がり、市や県のボランティア連絡協議会会長などを務める。

朗読奉仕では「声の広報」として市の広報紙を録音したり、小説の朗読や映画の副音声を作成したりした。録音奉仕グループへの指導にも熱心で「朗読に最も大事なものは、聞く人の立場で取り組むこと」と言う。これまでに携わった録音テープは、計3,126時間にもものぼる。

◆ 第7回国際アビリンピック銀賞獲得

いい だ かず のり
飯 田 一 法 (31歳) 菰野町 聴覚

静岡市で11月14～17日、世界の障がいのある人が職業技能を競い合う「第七回国際アビリンピック」が開かれ、県勢として「電子機器組立及びピスト」種目に参加。

飯田さんは2歳の時に原因不明の病気で耳が聞こえなくなった。愛知県立名古屋聾(ろう)学校機械科を卒業後、いなべ市のデンソー大安製作所で、自動車用のエアバッグのセンサーを作っている。

競技では、回路図などに従い、2時間で電子機器を組み立て、正しく作動するかを競った。9月から1日8時間の練習を重ね、栄光を手にした。

「自分の受賞で若い世代が頑張ろうという気持ちになってくれれば」と後輩の成長にも期待を寄せる。

第53回三重県身体障害者福祉連合会会長表彰

- | | | | |
|----------------|------------|-----------|--------------|
| 1. 自立更生者 (順不同) | 田中誠 一 四日市市 | 山本志賀子 伊賀市 | 西浦正代 松阪市 |
| 三澤昇 いなべ市 | 松岡勝哉 津市 | 鈴木清子 伊賀市 | 肥留間俊治 和歌山市 |
| 古川村治 菰野町 | 上嶋山金雄 津市 | 東川正道 伊賀市 | 岡田ふさみ 伊勢市 |
| 宮村照美 津市 | 上海野忠典吾 津市 | 川瀬美智子 伊賀市 | 4. 奉仕活動功労者 |
| 宮浮須とへ子 津市 | 小野洞利夫 津市 | 高尾川和子 伊賀市 | 明和鈴の音会 明和町 |
| 野田藤雄 津市 | 真弓了介 津市 | 稲森朝弘 伊賀市 | 明和手話サークル 明和町 |
| 城野育子 津市 | 前川靖和 津市 | 奥阪利代 伊賀市 | 石澤曠 伊勢市 |
| 倉田健二 津市 | 木村和子 津市 | 小阪利代 伊賀市 | 奥田由美子 伊勢市 |
| 2. 団体育成功労者 | 出崎和子 津市 | 3. 介護功労者 | 望月悦子 和歌山市 |
| 横川清 四日市市 | 中西ふみ子 津市 | 竹田喜美子 津市 | |

スローガン 入選者

立ち向かう 勇気に希望の 明日が来る 伊賀市 矢口正一
思いやり 広げて集う 福祉の輪 津市 加藤種生
社会から 格差と段差 なくしたい 伊勢市 前田敏子
助け合い 支えあい 笑顔あふれる 三重のまち 津市身障者福祉連合会

◆第25回東海テレビ「ひまわり賞」受賞

ふじ た おおる
藤 田 亨 (56歳) 桑名市 視覚

昭和63年、原因不明による失明のため、15年間頑張ってきた洋菓子職人を辞め、38歳の時(平成元年)に盲学校に入学し、はり・灸・マッサージ師の免許を取得。平成8年からオリエント治療院ふじた開業。

現在は三療技術の向上に努め、地域の人が健康で楽しい生活を送れるよう頑張っている。平成12年から桑名市視覚障害者協会の会計として、また、三重県鍼灸マッサージ師会理事として会員の模範となり、積極的に活動している。

三重県視覚障害者スポーツ協議会のフロアバレーボール部代表、三重チームの部長として活躍する一方、チームの若い仲間からの生活相談などにも情熱をもって対応していることから、多くの仲間から慕われている。

現在、あん摩・マッサージなど無免許・無資格者の進出で、視覚障がい者の数少ない職業が脅かされていることから、「あん摩・マッサージ師などが国家資格(免許)であるということを全ての人々に知って欲しい。」と語る。

よし た やす のり
吉 田 保 則 (53歳) 津市 聴覚

昭和35年中耳炎のため、聴覚障がいとなる。

社会人となり、ひとりで起床するためにタイマー時計を使ってソケットランプや扇風機などを接続して知らせる方法を工夫したり、自動車免許取得の時は通訳制度もなく、教習所の講師も手話が使えなかったため、メモで筆記や空書きなどして取得した。

昭和56年松下電器産業(株)に入社し、卓越した技術で重要製造工程のスタッフとして勤務、健常者と共に働くための努力を惜しまず、自立への強い信念、仕事への意欲を持ち、会社の仲間からの信頼も厚い。

三重県聴覚障害者協会副会長として積極的に取り組み、協会の発展に寄与している。また、平成17年津市身障者福祉連合会が発足し、聴覚専門部会の指導的立場として発展向上に貢献している。

「聴覚障がい者の生活に直接関わる通訳派遣の要項の見直しや、災害通報ネットワーク強化、通訳者の育成と拡大に尽力していきたい。」と語る。

駐車禁止規制適用除外規則の改正(平成19年9月28日施行)について

身体障がい者等に係る駐車禁止規則からの除外対象が改正されました。

〈主な改正点〉

- 1 駐車禁止除外指定車標章(以下「標章」という)の交付が、車両から本人交付に変更になりました。
 - * 車両を所有していない障がい者の方も標章の交付が受けられます。
 - * タクシーや他の車両に乗車する場合にも標章が使用できます。
- 2 精神障がい者の方が新たな標章の交付対象となりました。
- 3 標章の交付対象が見直されました。(以下の「資料」参照)
 - * 今回の改正により次の方は対象外となります。
 - ・ 視覚障害で4級の2の方
 - ・ 上肢不自由の2級の3から4級までの方
 - ・ 下肢不自由の3級の2から4級までの方
 - ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢機能で3級から4級までの方(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)、移動機能で3級及び4級の方
 - ・ 内臓疾患(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の各機能障害)の4級の方

〈経過措置〉

新規則施行後、除外対象の基準に該当しない方は、新規の申請はできません。

ただし、除外対象の基準に該当しない方(対象外となる方)で、既に標章の交付をうけている方については、標章の有効期限満了後は更新手続(1回のみ)を経た上で、平成22年9月27日(最終期限)まで有効の標章と引き換えることとなります。

資料 駐車禁止除外措置の対象者 (三重県警察本部)

障害の区分	身体障害者	戦傷病者
視覚障害	1級から4級の1	特別項症から第4項症
聴覚障害	2級及び3級	特別項症から第4項症
平衡機能障害	3級	特別項症から第4項症
上肢不自由	1級から2級の2	特別項症から第3項症
下肢不自由	1級から3級の1	特別項症から第3項症
体幹不自由	1級から3級	特別項症から第4項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能：1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能：1級から2級	
心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症
じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症
呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症
小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級	

○療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方

区 分	障害の程度
知的障害者	重度以上(A1、A2)
精神障害者	1級
小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方	疾患名が「色素性乾皮症」に限る